

# 飲食店を営まれている皆様へ

倉敷市消防局からの重要なお知らせです

コンロなど、  
火を使用する**飲食店**は



平成31年10月1日までに  
**消火器**を  
設置してください



店舗の規模(面積)に関係なく、  
全ての飲食店が対象です

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市での大規模火災を受けて、平成30年3月に消防法施行令等が改正され、**延べ面積150㎡未満の飲食店等にも消火器具の設置が義務付けられました。(平成31年10月1日施行)**

なお、延べ面積150㎡以上の飲食店等は従前より設置が義務付けられています。

〈問い合わせ先〉

倉敷消防署(予防係) 倉敷市白楽町162-5 ☎086-422-0119

水島消防署(予防保安係) 倉敷市水島北幸町4-1 ☎086-444-1190

児島消防署(予防係) 倉敷市児島小川1丁目1-17 ☎086-473-1190

玉島消防署(予防係) 倉敷市玉島八島856-1 ☎086-522-3515

詳細は裏面をご覧ください。

## 延べ面積150㎡未満の飲食店等の消火器などの設置について

設置が必要なのは、消火器などで、住宅用消火器は認められません。

設置が必要な飲食店は、コンロなど火を使用する設備又は器具を設けた飲食店です。なお、調理のために用いるものに限られ、火を使用しないIHコンロや、暖をとるためのストーブは除きます。

次の防火上有効な装置が設けられている場合は、消火器などの設置は不要です。

- 1 鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す調理油過熱防止装置(PSマーク、Siセンサー)



- 2 火を使用する設備又は器具の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す自動消火装置

- 3 加熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置は、該当しません。

※設置した消火器などは、半年に1回点検し、1年に1回点検結果を消防署に報告してください(平成31年10月から)。

また、消火器点検アプリが総務省消防庁のホームページからダウンロードできますので活用してください。

総務省消防庁ホームページ

消防庁 火災予防 自ら行う消火器の点検報告

検索

